

富岡町における避難指示区域の解除について

令和 5 年 11 月 21 日

原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成 30 年 12 月 21 日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記 1. の解除は、令和 5 年 11 月 30 日午前 9 時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考 1 参照。
※ 避難指示解除の要件については、参考 2 参照。
3. 本決定を踏まえ、富岡町に対し、別添のとおり指示を行う。

以上